統計関連学会連合大会　プログラム委員会運用規則

一般社団法人　統計関連学会連合

総則

第１条

この規則は，統計関連学会連合大会プログラム委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は，一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の規程第６条に基づく委員会である。

目的

第２条

本委員会は，統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という）のプログラムに関する諸事を決定し，連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

構成員

第３条

本委員会の委員は以下の各号により構成される。

(1)　連合加盟団体の各学会から推薦されたもの若干名

(2)　本委員会委員長により任命されたもの若干名

委員の任期

第４条

委員の任期は，担当する連合大会の 1 年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

委員長

第５条

委員会には委員長を 1 名置く。委員長は連合理事会が選出する。委員長の任期は，担当する連合大会の 1 年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

経費

第６条

委員会の運営に必要とされる経費は，連合大会会計より支出される。経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

報告義務

第 7 条

委員長は，連合理事会において，活動状況について報告する。

付則

1. この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則の改定は，理事会で行う。